

労災事例 問題演習

労災保険法の業務・通勤災害事例問題にチャレンジ！
数多く解いて、判断力を養いましょう！

社会保険労務士
加藤 光大



社会保険労務士試験の試験科目の1つである労働者災害補償保険法の出題傾向を見ると、業務災害や通勤災害に関する事例問題が数多く出題されています。年度によっては複数の問題が出題されることもあります。そのため、事例問題の対策は欠かすことができません。そこで、ここでは、一問一答形式の問題を活用し、災害事例を学びます。

問 1 鳶職A、Bの2名が、ボイラー用の煙突取付け工事に従事し、櫓上（約14メートル）において作業を行い、その日の予定工事をほぼ終了したところ、雷雲の発生に伴い突然強風が吹き始めたので、現場責任者の指示で降りる途中、突風にあおられて櫓が倒れ、Aは即死、Bは右大腿骨を骨折した場合、業務災害と認められる。

解説
1

設問の場合、労働者が労働契約に基づいて**事業主の支配下**にある状態であり、業務と死亡又は負傷との間に**相当因果関係**があるので、業務上とされました。

業務遂行性	労働者が労働契約に基づいて 事業主の支配下にある状態 をいいます。
業務起因性	労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと経験則上認められること（業務と傷病等との間に 相当因果関係 があること）をいいます。

昭26.10.19基収4423号 ○

問 2 A電鉄株の車掌Sが、早朝の通勤電車勤務に従事し、満員電車が駅を発車する際、車輻連結機に飛び乗ろうとして足を滑らして転落し轢死した場合、業務災害と認められる。なお、車輻連結機に乗ることは、会社においては車掌といえども禁止されており、そのために車掌室が設けられている。また、駅長又は駅員は、車掌Sが連結機に飛び乗るのを黙認していた。

解説
2

設問の災害は、車掌の過失により発生したのですが、乗客満員のためやむをえず連結機に乗ったもので、電車発車の際、駅長又は駅員が連結機に飛び乗るのを黙認してい